

教育委員会提出議案

第 26 号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 12 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 112.5」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 130」を「100 分の 140」に改め、同項第 2 号中「100 分の 55」を「100 分の 60」に、「100 分の 63.75」を「100 分の 68.75」に改める。

附 則

この規則は、この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

人事委員会の勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を改めるため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
（支給割合） 第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>） （2） 定年前三任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の63.75</u>） 2～3 （略）	（支給割合） 第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の140</u>） （2） 定年前三任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第9条の規定に基づき指定する職員にあっては<u>100分の68.75</u>） 2～3 （略） 附 則 この規則は、公布の日から施行する。